

## 岡本の国会での質問

166-衆-財務金融委員会-20号 平成19年06月13日

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

ことしの二月二十八日に引き続き、大臣とたばこの問題について議論をさせていただきたいと思っております。

まず冒頭でありますけれども、前回の委員会で、日本たばこ、JTが、ガラハーという会社を買収するに当たって多額の費用を投じている、これについて、私、資料の要求をしております。この買収にかかる、また買収の助言に対する固定手数料、成功報酬、協調融資の組成手数料、それからメリルリンチ社からの一兆円を借りるとされる際の金利、こういったものが幾らになるのか、それぞれ教えてほしい、こういうお願いをしまして、理事会で御協議をいただいたというふうに聞いております。

資料はどのようなものであれば出していただけるのか、また、実際にどのような資料が機密に当たって出せないのか、こういうことについて、ひとつ整理をしてお答えをいただきたいと思います。

○尾身国務大臣 岡本委員が要求されている事項は、ジャパンたばこによるギャラハー社の買収に関しまして、一つは借入金の金利水準、二つ目が買収助言に対する固定手数料、三つ目が成功報酬、四つ目が協調融資の組成手数料の水準であると承知をしております。

このうち、借入金の金利水準につきましては、ジャパンたばこ本社がみずほ銀行から借り入れたブリッジローン四千五百億円の金利につきまして、借入期間が一月のもの、三カ月のものが〇・八四％であります。

また、ジャパンたばこのイギリスにおける子会社であるジャパンたばこUKマネジメントが、メリルリンチをアレンジャーとするシンジケート団から借り入れたブリッジローン十九億ポンド、これは約四千五百二十二億円であり、借入期間二カ月のものにつきましては、ロンドン市場における銀行間レート、いわゆるLIBORの五・六三一五八％に〇・一三七五％を上乗せした金利、五・七六九〇八％であると承知しております。

その他の事項につきましては、ジャパンたばこ契約金融機関であるメリルリンチ社との守秘義務契約によりまして公表できないことになっております。なお、本件守秘義務契約は、メリルリンチ社における他の金融機関との競争上、同社が不利益をこうむるおそれがあるために締結したものと聞いております。

○岡本(充)委員 買収の助言にかかわる固定手数料、成功報酬、協調融資の組成手数料、これが秘密に当たるということで、確認はよろしいですか。

○尾身国務大臣 金融機関が関与する買収案件にかかわる成功報酬あるいは協調融資の組成手数料につきましては、まさに、個々の金融機関がどのようなマージンでどのようなサービスを行っているのか、金融機関としてはほかの金融機関との競争上の観点から企業秘密に属する事項であると承知しております。

仮にこのようなマージンが公になれば、個々の金融機関のいわゆる手のうちが明らかになり、各金融機関にとっては、その後の買い取り案件に関与する際に、手数料等を値切られたり他行に案件を奪われたりするおそれがあるものと考えております。

したがって、本件買収が成立したからといって、不利益が解消されるという性格のものではな

いと考えております。

○岡本(充)委員 恐らく、日本たばこという会社は、特殊な会社であるがゆえに国際的な信用力も高い。日本政府がその株式を半分持っている、また他国からJT自身を買収をされるリスクというのはあり得ないわけでありまして、そういう意味でいえば、このJTに対する融資は、ほかの企業案件に比べて本当は格段の割安な手数料であるべきであろうと私は考えているわけです。

だからこそ、この価格が一体幾らぐらいになっているのか。他の案件と比較する話ではないはずでありまして、特殊な会社ゆえに、他の一般業務をしている会社と同等の競争条件下での買収手数料の組み立てではないんです、大臣。したがって、この手数料その他を公表しても、他の企業が参考にはできないと思います。そういう意味で公表されることを私は願っている。

これが他のサービスに影響を及ぼすということはないはずですし、みずほ銀行が金利を公表できるのであれば、当然メルリンチにも公表を要請するようお願いするべきであります、現時点で契約でできないとしても、少なくともそれを要請していただくことはできますでしょうか。

○尾身国務大臣 本件は、あくまでも株式会社ジャパンたばこ民間金融機関との間において民対民の個別契約としてなされたものでありまして、政府としてその内容についてお答えする立場にはないということをお了解いただきたいと思います。

また、ジャパンたばこは、メルリンチと守秘義務契約を結んでおりまして、これを遵守する義務を負っているわけでありまして、そうした中におきまして、ジャパンたばこは、他の株式会社と同様に、後発事象に関する監査上の取り扱いにのっとりディスクロージャーを実施しておりまして、翌年の財務諸表に影響を及ぼす重要事項として借入金利を開示しているところであります。この点についてもぜひ御理解をいただきたいと思います。

○岡本(充)委員 その守秘義務規定について見直しを求めるように一回お願いをしてくださいと聞いているだけなんです。今お話をしましたように、他の業と比較をされるような業態ではない。JTにかかわらずですけれども、たばこ産業は再編がもうかなり進んでおります。そういう意味では、世界的に見ても他と比較をする話ではありませんから、一度そのお願いだけでもしてくださいというふうに言っているわけでありまして。

この根拠、民対民だと言われますけれども、日本たばこ産業株式会社法の十三条でしたか、財務大臣は、いろいろな意味で、条文は述べませんけれども、検査や、関係者に質問させることができるというふうになっておりますので、その点を踏まえてぜひお願いをしたい、そういうことであります。お願いだけしていただけますか。

○尾身国務大臣 御質問のありました事項のうち、借入金の金利水準につきましては、JT本社がみずほ銀行から借り入れたブリッジローン四千五百億円の金利について、借入期間が一カ月のものが〇・八％、三カ月のものが〇・八四％であること、また、JTのイギリスにおける子会社であるJTマネジメントが、メルリンチをアレンジャーとするシンジケート団から借り入れたブリッジローン十九億ポンド、借入期間二カ月物につきましては、ロンドン市場における銀行間レート、いわゆるLIBORの五・六三一五八％に〇・一三七五％を上乗せした金利であると公表しております。

この他の事項につきましては、JTと契約金融機関であるメルリンチ社との守秘義務契約によりまして公表できないこととなっております。財務省に対しましても開示されていないところでございます。なお、先ほど申しましたように、本件の守秘義務の契約は、メルリンチ社における他の金融機関との競争上、同社が不利益をこうむるおそれがあるために締結しているものと聞いております。

JTに対する監督等につきましては、日本たばこ産業株式会社法の法律に基づき行っているものであります。したがって、守秘義務契約に基づき財務省に対し開示されていない事項については、JTには財務省に対し法律に基づく報告義務があるわけではございませんし、また、JTが民間企業と結んでいる守秘義務契約に係る事項について国が提出を求めることは法律に定められ

ていないものでありまして、適当ではないと考えております。

○岡本(充)委員 大臣、数字は読んでいただかなくても、時間がないので結構です。

十三条に、「財務大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」こういうふうに法令で定められています。

そういう意味でいうと、大臣がお尋ねをすることはできるはずでありますから、何もここで開示をしろと言っているわけじゃない、まずは聞いてくれと言っているわけですから、これについて聞いていただけるのですかと聞いているんですから、これだけについて端的にお答えください。

○尾身国務大臣 JTは、株式を上場している株式会社でございまして、会社法や証券取引法に基づきまして、事業活動の成果等に関する情報は適時適切に開示しております。

財務省といたしましては、日本たばこ産業株式会社法に定める認可事項や報告事項に関し、必要な範囲でJTから情報の提供を求めるとともに、株主として、会社法に定める株主権の範囲内で必要な情報は入手しております。その意味で、財務省が聞けばJTが何でも調査したり資料を提示するものではないと考えております。

なお、財務省からJTに対し、日本たばこ産業株式会社法や会社法に定める株主権の範囲内で情報の提供を要請した場合には、適宜必要な情報は入手しているところでございますが、御指摘のような調査については、JTに対しその実施を強制する法律的な根拠は有していないところでございまして、これを私どもの方から聞くことは必ずしも適当でないと考えております。

○岡本(充)委員 お願いをしていただきたいということでありませうけれども、ちょっと時間の関係で、もう一点確認をしたいことがあります。

JTの会社における今後の展開、その一つは、もし、これからウクライナやロシアでガラハーがたばこを売る、そういうときに多額の賠償を求められるリスクをJTが有してしまったのではないかと私は思っています。

米国と必ずしも比較はできませんけれども、昨年夏の米国での訴訟では、たばこ産業が五十年間にわたり詐欺的行為を行っていたという判決が出てみたり、一般の人が原告の集団代表訴訟もあって、大規模なフロリダ州のエングル訴訟では、期間も一番長く、数千億円の補償金となり、最高裁まで進んで損害賠償及び懲罰的補償両方の判決が下ってたばこ会社の賠償責任も認められているとか、シュワブ訴訟では、マイルドとライトという用語が詐欺的であるということが認められ、それにだまされた損害も請求できることになり、大きな金額となるというふうに思われている。

こういう記事も出ておりますけれども、こういった海外で今後健康被害が出てきた場合の訴訟のリスクというのは、大臣はどのようにお考えになられているのか。ウクライナはたばこ枠組み条約ももう批准もしております。こういった国で売っていくというリスクについてはどのようにお考えになられていますか。

○尾身国務大臣 たばこによる健康被害に関する訴訟につきましては、平成十年五月にがん患者等から国及びJT等に対しまして損害賠償等を求めた事案につきまして、国が原告の主張する製品回収等の措置をとるべき法律上の義務を負っているとは認められないとの判決がございまして、

今後、同種の訴訟が提起された場合におきましても、関係各省庁と連携をいたしまして、国として必要な主張を展開してまいりたいと考えております。

また、販売国の国民感情が害されるのではないかとという点につきましては、たばこは世界のほとんどの国において合法的な嗜好品と位置づけられておりますが、一方で、健康に対するリスクなどさまざまな議論のある製品であることは、JTも、また私どもも認識をしております。

たばこに対しましては、各国の法制度、文化、歴史等を踏まえた規制がなされてございまして、JT

は各国のこれらの法令等を遵守した中で事業運営を行っていくことが必要になるものと考えており、これによりまして販売国の国民感情を害することのないようにすることが重要であると考えております。

○岡本(充)委員 国内の訴訟はまだ国内法でありますからこちらが把握することはできても、海外での訴訟については把握することが大変困難をきわめるということで、多額の賠償金を請求され、それが判決として下った場合のリスク、その場合、たばこ会社の責任ということになれば、これは最大株主である国民にリスクをしょわせるということを私は指摘しているわけです。

その上で、JTの今後の収益のあり方ですけれども、今たばこ事業に負っている部分が多いわけでありましたが、多角化事業を食品その他を含めて展開していくべきだ、医薬事業などももっと強化をしていくべきだ。

いわゆる収益比較の指標であるEBITDA、税、利払い、償却前利益、キャッシュフローと似たような概念であります。これで見ると、〇六年三月期ではほかの事業が全体の八%にしかすぎないわけでありまして、この事業をどれだけふやしていくかが一つ大きな今後のJTの存在のかぎになると私は思うし、何も会社をつぶしてたばこを全部やめろ、私はこう言っているわけではありませんが、今の事業体の運営のあり方自体を株主として適正に指導して見直させていく必要があると考えるわけでありまして、大臣はどのようにお考えになりますか。

○尾身国務大臣 御指摘のとおり、JTのEBITDAにつきましては、その九割強がたばこ事業にかかわるものでございまして、事業展開については、いわばJTの経営判断で行われているものでありまして、財務省としてはこれを尊重していきたいと考えております。

また、この問題についてJTが取り組むべき課題につきましては、株式会社であるJT自身が判断すべきものであると考えております。

○岡本(充)委員 大臣は、そういう意味では、JTの最大株主であるとともに、先ほどお話をしました、日本たばこ産業株式会社法によってJTに対しては非常に強力な権限を持っているわけでありまして。そういう意味では、事業計画について大臣は認可をしているわけですが、第九条で毎年。そういった中で、そういう事業計画について見直させることも当然できるはずでありますから、これは大臣がとるべき仕事であります。

最後に一点、私、これも調査をぜひしていただきたいというお願いでありますけれども、風説で、聞くとところによる話でありますから、確認をしていただきたいわけでありまして、JTの社内においては非常に喫煙率が高い、こういう話を聞きました。

自動車会社であれば、その会社の自動車を買ってください、製品を買ってくださいというのはあり得る話であります。JTにおいて、もし社員に無理やり、先輩が後輩にたばこを吸わせている、あなたも吸うようにしなさいという話があるとしたら、これはけしからぬ話なんです。これをやはりしっかり調べていただかなきゃいけないし、それを個人の自由であるからといって、個人の自由で吸うのは、それは個人の自由でありますけれども、ただ、それを社内的にそういう風土があるとするのであれば、これは問題であると思っております。

JTでの喫煙率が一体どのくらいなのか、一度調べていただくことができますでしょうか。これも、あらぬ風説が流れるとJTのためにならないと私は思っていることでもありますから、どうぞ、そういう十三条で調査をする権能を持つ大臣でありますから、それは一度調べていただきたいということでもあります。

○尾身国務大臣 JTに確認いたしましたところ、喫煙するかしないかは、適切なリスク情報を承知した成人個人個人が、みずからの嗜好、健康観に基づいて判断すべきものであり、社員に対してもたばこを吸えと勧めていることはないということでございます。

また、社員の採用に当たりまして、試験や面接を通じ、入社志望者の能力、資質を審査し採用

者を決定しており、喫煙するかしないかを採用の条件とするようなことはしていない。したがって、新入社員の喫煙者率を調べていないし、また調べる予定もないというふうに聞いております。

財務省といたしましても、JTに対してこのような調査の実施を強制する法律的な根拠は有していないところであります。

○岡本(充)委員 いや、これは十三条のところによると、検査したり関係者に質問させることができるというふうになっています。これは、財務大臣はできるんですね。それからまた、逆に言えば、きのう質問の調査に来られた役所の方にも言いましたけれども、では、逆に大臣がお尋ねになって断られるようなことは、まずJTの場合ないはずでありますよ。

ですから、何も個人のプライバシーにまで立ち入れと言っているわけじゃない、社としてどのくらいの喫煙率なのか調べていただくようお願いをしてくださっているだけです。

新入社員の採用のときには……

○伊藤委員長 岡本君に申し上げます。

申し合わせの時間が過ぎておりますので、おまとめの方をお願いします。

○岡本(充)委員 新入社員の入社ときには吸っていない人を採用していても、その後強圧的に吸わせているような実態があるのだとすれば、これは大問題だと言っているわけでありまして、時間も来たようではありますが、この件についても理事会で今後とも御協議をいただきたいと思っております。

○伊藤委員長 ただいまの件については、後刻理事会で協議をさせていただきます。

○岡本(充)委員 では、これで私の質問は終わります。